

／令和7年7月／

「宇都宮市太陽光発電事業と地域との 調和に関する条例」が施行されました

宇都宮市では、太陽光発電施設の設置にあたり、自然環境や景観の保全、災害の未然防止、市民の安全で安心な生活環境を確保し、地域と調和した発電事業の推進を図るため、令和7年3月25日に「宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」を制定いたしました。

宇都宮市内に設置する**合計出力10kW以上の
地上設置型太陽光発電施設**が対象です。

※ 令和7年7月1日以後、太陽光発電施設の設置事業に
着手する場合、対象となります。

※ 建築物に設置するものは対象外です。

1 施 行 日

令和7年7月1日

2 必要な手続き

許可申請または届出が必要になります。

許可申請（変更許可申請を含む。）の際には、**手数料の納付**が必要です。

許可申請	・「保全区域」内に設置する太陽光発電施設 ・農用地区域、甲種農地、第1種農地に設置する営農型太陽光発電施設 【許可基準】 ・自然環境や景観の保全のための基準 ・土砂崩れ、溢水等の防止のための基準 ・反射、騒音等を防止するための措置基準 【許可申請手数料】 <table><tr><th>事業区域の面積</th><th>金額</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>65,000 円</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1ha未満</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>1ha以上 3ha未満</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>3ha以上 6ha未満</td><td>270,000 円</td></tr><tr><td>6ha以上 10ha未満</td><td>340,000 円</td></tr><tr><td>10ha以上</td><td>480,000 円</td></tr></table> この他、変更許可の手数料があります。	事業区域の面積	金額	0.1ha未満	13,000 円	0.1ha以上 0.3ha未満	30,000 円	0.3ha以上 0.6ha未満	65,000 円	0.6ha以上 1ha未満	120,000 円	1ha以上 3ha未満	200,000 円	3ha以上 6ha未満	270,000 円	6ha以上 10ha未満	340,000 円	10ha以上	480,000 円
事業区域の面積	金額																		
0.1ha未満	13,000 円																		
0.1ha以上 0.3ha未満	30,000 円																		
0.3ha以上 0.6ha未満	65,000 円																		
0.6ha以上 1ha未満	120,000 円																		
1ha以上 3ha未満	200,000 円																		
3ha以上 6ha未満	270,000 円																		
6ha以上 10ha未満	340,000 円																		
10ha以上	480,000 円																		
届 出	上記以外の太陽光発電施設																		

※この他、関係法令等により設置が制限される区域がありますが、この区域は許可の対象である保全区域及び届出の対象区域からは除かれます。

（裏面へつづく）

3 保全区域

自然環境や景観等との調和が特に必要と認められる地域を「**保全区域**」に設定しています。

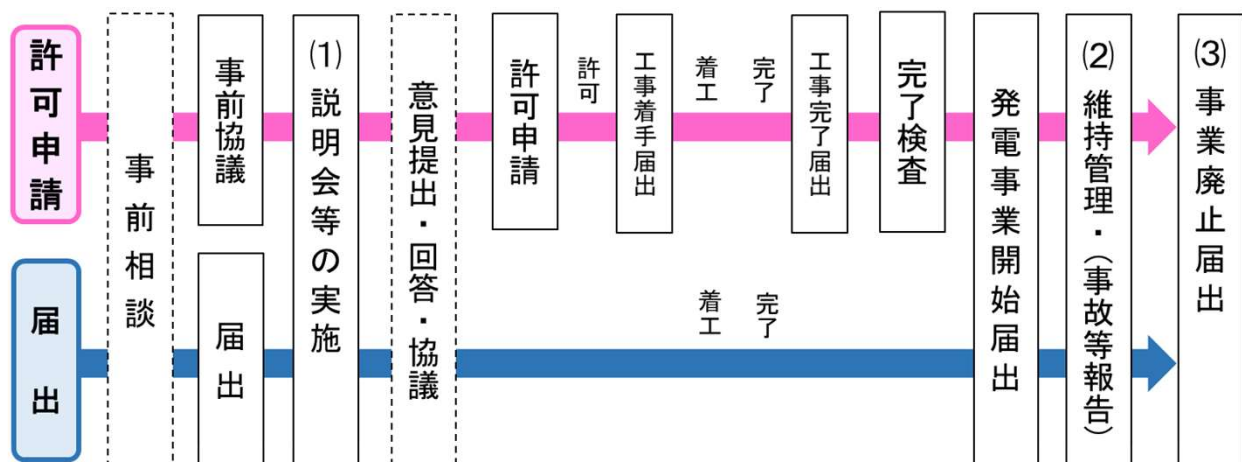
- | | |
|--|--|
| ☐ 県立自然公園第2種特別地域、普通地域 | ☐ 急傾斜地崩壊危険区域 |
| ☐ 県自然環境保全地域特別地区、
県緑地環境保全地域 | ☐ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |
| ☐ 鳥獣保護区 | ☐ 洪水浸水想定区域 |
| ☐ 県が定める地域森林計画の対象とした森林
の区域（保安林・保安施設地区を除く） | ☐ 風致地区 |
| ☐ 河川保全区域 | ☐ 景観形成重点地区、景観形成推進地区 |
| ☐ 砂防指定地 | ☐ 埋蔵文化財の包蔵されている土地 |
| | ☐ 重要文化的景観に係る区域 |
| | ☐ 市街化調整区域 |

※ 関係法令等により設置が制限される区域はこの保全区域から除かれます。

4 指導・処分

事業者に対する指導及び助言のほか、報告の徴収及び立入検査、勧告、措置命令、公表などを規定しています。

5 手続きの流れ



(1) 住民説明	・事業者は、地域住民等に対する説明会等を実施しなければなりません。 ・なお、地域住民等から事業計画に対する意見の申出があった場合は、申出をした地域住民等との協議をしなければなりません。
(2) 維持管理等	事業者は、事故・災害等が発生した際の措置も含め、太陽光発電施設の適正な維持管理をしなければなりません。
(3) 適正処分	事業者は、事業廃止後、施設撤去により生じた廃棄物を関係法令に従い適正に処理するとともに、撤去後の土地について防災等の観点から必要な措置を講じなければなりません。

6 問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
宇都宮市 環境部 環境保全課 自然共生グループ
(宇都宮市役所12F)
TEL 028-632-2405

条例の詳細については、
市ホームページをご覧ください。



市HP